

BBNJ新協定

準備委員会における議論と今後の展望

2016年10月20日

外務省国際法局海洋法室
条約交渉官 長沼善太郎

BBNJとは・・・

国家管轄権外区域の海洋生物多様性

Marine Biological Diversity of Areas beyond National Jurisdiction

※「国家管轄権外区域」には, ABNJ (Areas beyond National Jurisdiction) の略称が用いられている。

1. 背景(BBNJに対する関心の高まり)

- 野生動植物及びその生息地等の保護の重要性に対する認識の高まり
 - ・「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(ラムサール条約)
(1971年)
 - ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(ワシントン条約)
(1973年)

- 生態系の保全の重要性に対する認識の高まり
 - ・UNEP管理理事会による生物多様性の保全等に関する専門家会合の設置
(1987年)
 - ・「生物多様性条約」
(1992年)

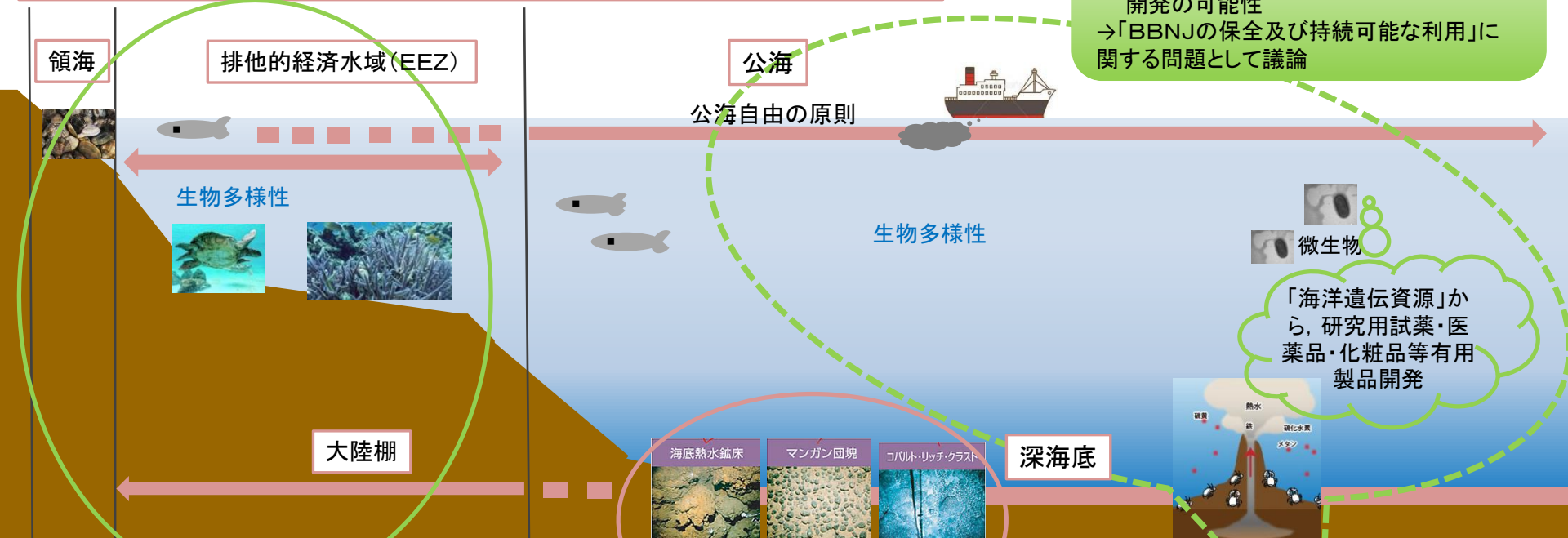
1. 背景 (BBNJに対する関心の高まり)

国連海洋法条約 (UNCLOS) (1982年採択)

- 国家管轄権内区域: 領海, 排他的経済水域, 大陸棚等
- 国家管轄権外区域: 公海, 深海底
- 海洋環境を保護・保全する一般的義務を定める

1990年代以降

- 公海の生物多様性を保全する必要性
 - 深海の生物資源 (海洋遺伝資源) の商業開発の可能性
- 「BBNJの保全及び持続可能な利用」に関する問題として議論



沿岸国による管理

生物多様性条約 (1992年採択)

- 国家の管轄権内にある生物多様性の保全及び持続可能な利用を規定。

国際海底機構が管理

UNCLOS

- 深海底及びその資源 (鉱物資源) は「人類の共同の財産」。
- 海洋環境保護の一般的規定あり。

「海洋遺伝資源」から、研究用試薬・医薬品・化粧品等有用製品開発

- 2004年, 国連総会決議により, 「BBNJの保全及び持続可能な利用に関する諸問題を研究するためのアドホック・オープンエンド作業部会」を設置。
- 2006年から2015年まで9回の会合を開催。

出典 (写真・図): 環境省, DORD, JAMSTECウェブサイト

1. 背景(BBNJに対する関心の高まり)

【国連海洋法条約関連条文】

第192条 一般的義務

いずれの国も、海洋環境を保護し及び保全する義務を有する。

第194条 海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するための措置

1 (省略)

2 いずれの国も、自国の管轄又は管理の下における活動が他の国及びその環境に対し汚染による損害を生じさせないように行われること並びに自国の管轄又は管理の下における事件又は活動から生ずる汚染がこの条約に従って自国が主権的権利を行使する区域を越えて拡大しないことを確保するためにすべての必要な措置をとる。

(中略)

5 この部の規定によりとる措置には、稀少又はぜい弱な生態系及び減少しており、脅威にさらされており又は絶滅のおそれのある種その他の海洋生物の生息地を保護し及び保全するために必要な措置を含める。

1. 背景(BBNJに対する関心の高まり)

【生物多様性条約関連条文】

第4条 適用範囲

この条約が適用される区域は、この条約に別段の明文の規定がある場合を除くほか、他国の権利を害さないことを条件として、各締約国との関係において、次のとおりとする。

- (a) 生物の多様性の構成要素については、自国の管轄の下にある区域
- (b) 自国の管轄又は管理の下で行われる作用及び活動(それらの影響が生ずる場所のいかんを問わない。)については、自国の管轄の下にある区域及びいずれの国の管轄にも属さない区域

第5条 協力

締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のため、可能な限り、かつ、適当な場合には、直接に又は適当なときは能力を有する国際機関を通じ、いずれの国の管轄にも属さない区域その他相互に関心を有する事項について他の締約国と協力する。

2. 国連総会決議の採択, 準備委員会の設置

- 2015年6月, 国連総会は, 作業部会の勧告を受け, BBNJに関する総会決議をコンセンサスで採択。

【国連総会決議の主なポイント(その1)】

- (1) BBNJの保全・持続可能な利用に関し, UNCLOSの下での新たな国際約束(新協定)を作成する。
- (2) 新協定テキスト案の要素を国連総会に勧告するため, 準備委員会を設置する。
準備委員会は, 2016年及び17年に, それぞれ, 少なくとも2回の会合を開催し, 17年末までに国連総会に報告を行う。
(注: 2016年3月28日～4月8日及び8月26日～9月9日に, 第1回及び第2回準備委員会会合を開催。)
- (3) 国連総会は, 第72会期(注: 2017年9月～2018年9月の予定)末までに, 協定案を作成するための政府間会合の開催とその時期を決定する。

2. 国連総会決議の採択, 準備委員会の設置

【国連総会決議の主なポイント(その2)】

(4) 交渉では, 以下の4分野を取り扱う。

- ①海洋遺伝資源(利益配分を含む。)
- ②区域型管理ツール等の措置(海洋保護区を含む。)
- ③環境影響評価
- ④能力構築及び海洋技術移転

(5) 新協定の作成においては, 既存の関連する法的文書・枠組・機関を損なうべきでない。

3. 主要4分野を巡る議論(その1): 海洋遺伝資源

【背景(環境保全と利益配分)】

(生物多様性条約関連条文)

第1条 目的

この条約は、生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分をこの条約の関係規定に従って実現することを目的とする。この目的は、特に、遺伝資源の取得の適当な機会の提供及び関連のある技術の適当な移転(これらの提供及び移転は、当該遺伝資源及び当該関連のある技術についてのすべての権利を考慮して行う。)並びに適当な資金供与の方法により達成する。

3. 主要4分野を巡る議論(その1): 海洋遺伝資源

【主要な論点】

- 「人類の共同の財産」(Common Heritage of Mankind: CHM) 原則の海洋遺伝資源への適用の可否。
- 利益配分の可否。利益配分の内容。
- アクセス制限の可否。

3. 主要4分野を巡る議論(その1): 海洋遺伝資源

【国連海洋法条約関連条文】

第136条 人類の共同の財産

深海底及びその資源は、人類の共同の財産である。

第133条 用語

この部の規定の適用上、

(a) 「資源」とは、自然の状態で深海底の海底又はその下にあるすべての固体状、液体状又は気体状の鉱物資源(多金属性の団塊を含む。)をいう。

第137条 深海底及びその資源の法的地位

1 いずれの国も深海底又はその資源のいかなる部分についても主権又は主権的権利を主張し又は行使してはならず、また、いずれの国又は自然人若しくは法人も深海底又はその資源のいかなる部分も専有してはならない。このような主権若しくは主権的権利の主張若しくは行使又は専有は、認められない。

3. 主要4分野を巡る議論(その1): 海洋遺伝資源

第140条 人類の利益

- 1 深海底における活動については、…人類全体の利益のために行う。
- 2 機構は、第160条2(f)(i)の規定により、深海底における活動から得られる金銭的利益その他の経済的利益の衡平な配分を適当な制度を通じて、かつ、無差別の原則に基づいて行うことについて定める。

第1条 用語及び適用範囲

- 1 この条約の適用上、
(3)「深海底における活動」とは、深海底の資源の探査及び開発のすべての活動をいう。

3. 主要4分野を巡る議論(その1): 海洋遺伝資源

第153条 探査及び開発の制度

3 深海底における活動については、附属書Ⅲの規定に従って作成され、法律・技術委員会による検討の後理事会によって承認された書面による正式の業務計画に従って行う。(後略)

附属書Ⅲ 概要調査、探査及び開発の基本的な条件

第3条 探査及び開発

3 探査及び開発については、条約第153条3に規定する業務計画であってこの条約並びに機構の規則及び手続に従い機構によって承認されたものに特定されている鉱区においてのみ行う。

4. 主要4分野を巡る議論(その2): 区域型管理ツール

【主要な論点】

- 海洋保護区の定義
- 海洋保護区設置の基準, 指導原則
- 海洋保護区設置のプロセス
- 海洋保護区における規制措置
- 既存の枠組みとの関係

5. 主要4分野を巡る議論(その3):環境影響評価

【主要な論点】

- 環境影響評価の定義・コンセプト
- 環境影響評価の実施基準
- 環境影響評価への新協定の関与
- 既存の枠組みとの関係

5. 主要4分野を巡る議論(その3): 環境影響評価

【国連海洋法条約関連条文】

第206条 活動による潜在的な影響の評価

いずれの国も、自国の管轄又は管理の下における計画中の活動が実質的な海洋環境の汚染又は海洋環境に対する重大かつ有害な変化をもたらすおそれがあると信ずるに足りる合理的な理由がある場合には、当該活動が海洋環境に及ぼす潜在的な影響を実行可能な限り評価するものとし、前条に規定する方法によりその評価の結果についての報告を公表し又は国際機関に提供する。

6. 主要4分野を巡る議論(その4):能力構築・技術移転

【主要な論点】

- 対象となる技術
- 新協定におけるメカニズム
- 資金拠出の当否
- 既存の枠組みとの関係

7. 分野横断的な事項

- 新協定の目的
- 新協定の機関
- 新協定への参加要件